

京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年10月27日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第3号

京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(以下「館長等」という。)」を削る。

第8条第2項中「所長を補佐する。」を「上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」に改め、同条第3項中「館長等」を「公民館長、視聴覚センター所長」に改める。

第9条総務課の項第3号中「展示,」を削り、同条視聴覚課の項第2号中「視聴覚センター運営委員会」を「条例第5条に規定する視聴覚センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)」に改め、同条分館の項第2号中「展示,」を削る。

第12条第1項中「条例第5条に規定する視聴覚センター運営委員会(以下「委員会」という。)」を「運営委員会」に改め、同条第2項、第3項、第5項及び第6項中「委員会」を「運営委員会」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

京都市生涯学習総合センター使用許可申請書

(あて先)京都市教育委員会教育長	年 月 日
申請者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則第2条の規定により、次のとおり申請します。		
使用目的		
入場予定人員 人		
使用日		
年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで		
使用施設	使用時間の区分	超過使用時間
	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	時から 時まで 時間
	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	時から 時まで 時間
	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	時から 時まで 時間
	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	時から 時まで 時間
	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	時から 時まで 時間
	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	時から 時まで 時間
	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	時から 時まで 時間
使用付属設備等の有無		
<input type="checkbox"/> 有（付属施設等使用内訳書のとおり） <input type="checkbox"/> 無		
催 し の 概 要	名称	
	主催者名	後援者名
	会期	
	料金徴収の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	特別の設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 該当する□には、✓印を記入してください。

2 料金徴収のある場合は、事業計画書及び収支予算書を添付してください。

3 特別の設備を設ける場合は、設計書、仕様書等を添付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、教育委員会が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(生涯学習総合センター事業部総務課)